

大徳さんキャラクター利用申請書

住 所	〒		
企 業 ・ 団 体 名			
代 表 者 名 ・ 役 職	Ⓜ		
申請する商品の種類・品種(○で囲む)		合計 点	
文具	玩具	雑貨	衣類
食品	その他		
具 体 的 な 内 容	グッズ名称	利用期間	
	製造予定数	販売価格	
	販売場所 (販売場所を詳しく記載してください。)		
	連絡先	担当者名 :	
		電話番号 :	FAX :
	E-MAIL :		
	備考		

※申請用紙は捺印の上、郵送にてお送りください。

- 添付書類 :
1. 写真又はデザインデータによりグッズの内容・サイズ等が分かるもの
 2. 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール
 3. 食品への利用の場合は営業に必要な法令の許認可を証する書面のコピーを添付し提出ください。
- 郵送先 :
- 〒453-8704 名古屋市中村区平池町四丁目 60 番地 11
中京テレビ放送 制作局 制作部 「前略、大徳さん」キャラクター係
- 注意事項 :
1. 申請されても利用規約上、許可されない場合があります。
 2. 許諾の可否に関わらず、申請日から3週間以内に連絡を申し上げます。

※下記欄は弊社にて使用いたします

利用許諾

平成 年 月 日

中京テレビ放送株式会社 編成局長 居阪慎一 Ⓜ

許諾番号	利用期間
備考	

「前略、大徳さん」(以下「当番組」)キャラクター「大徳さん」(以下「キャラクター」)の利用を希望される方は、中京テレビ「前略、大徳さん」まで「大徳さんキャラクター利用申請書」を提出してください。

当番組のPRに寄与すると認められる場合に限り無償にて利用の許諾をします。

＜次の場合は利用を許諾しません＞

1. キャラクターを使用する物品等が法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
2. キャラクターを医薬品、美容整形、健康器具など人体への効果・効能を目的とする物品に使用する場合
3. キャラクターの使用が当番組又は中京テレビの信用又は品位を害する可能性があるとして認められる場合
4. キャラクターを使用する物品等が第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
5. キャラクターの使用が特定の個人、政党、宗教団体若しくはその他の団体を支援し、又は支援する可能性があるとして認められる場合
6. キャラクターの使用が社会問題についての特定の主義又は主張に利用されるおそれがあると認められる場合
7. 風俗営業等に関連する法律に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に物品商品等を販売する場合
8. キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
9. キャラクターの著しい変形、その他キャラクターの同一性が損なわれる可能性があるとして認められる場合
10. 利用申請の内容又は責任の所在が不明確な場合
11. 利用申請書の記載内容が、虚偽若しくは事実と異なる場合又は事実を誤認させるおそれがあるものと認められる場合
12. その他、当番組がキャラクターの利用を適当でないと判断した場合

＜利用者は、次に掲げる事項を遵守及び承諾すること＞

1. 許諾された利用内容のみにキャラクターを利用すること。
2. キャラクターを使用した物品の完成品(困難な場合は写真等)を無償で当番組に提出すること。
3. 食品にキャラクターを使用する場合は食品衛生法その他営業に必要な法令の許認可を証する書面のコピーを提出すること。
4. 許諾を受けた権利を譲渡又は貸借しないこと。
5. キャラクターを用いた物品等の利用に際して、許諾番号をその物品等に明示すること。例) ©CTV0001
6. キャラクター利用状況等について、中京テレビが放送その他の方法により情報を自由に使用できること。
7. キャラクターを利用することによって利用者又は第三者に生じた直接的、間接的又は付随的な損害について中京テレビは一切の責任を負わないこと。
8. 利用者は、キャラクターを利用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、中京テレビ及び当番組に迷惑を及ぼさないように処理すること。
9. 利用者は、中京テレビからの求めがあった場合、キャラクター等の利用状況等を報告し又は利用状況等の調査に応じること。

上記事項に反した場合、または当番組がキャラクターの利用が適当でないと判断したときは許可を取り消します。

また、許可の期限は許諾した日から1年限りとします。更新を望まれる方は、更新の申請を行ってください。その他、ご不明な点がありましたら、中京テレビ放送「前略、大徳さん」まで、電話でお問い合わせください。

問合せ先

中京テレビ放送 制作局 制作部「前略、大徳さん」スタッフデスク

電話 : 052-588-4556